

東京湾アクアライン・海ほたるパーキングエリアの
開通・開業20周年記念ロゴマーク使用規約

平成29年9月4日

東日本高速道路(株)関東支社
東京湾横断道路(株)

(目的)

第1条 この規約は、東京湾アクアライン及び海ほたるパーキングエリアが平成29年12月18日に開通から20周年を迎えることに関し、地域と一体となって広く一般に広報することを目的として、東日本高速道路(株)及び東京湾横断道路(株)(以下、「作成者」という。)が作成した20周年記念ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)の使用に関して、必要な事項を定めるものです。

(使用の範囲)

第2条 ロゴマークは、作成者及びそのグループ会社が使用するほか、東京湾アクアラインの沿線地域における地方公共団体及び企業等(以下、「地方公共団体等」という。)が、ロゴマークの目的に即して使用する場合に、自由に使用できます。ただし、次のような場合には、使用することはできません。

- (1) 提供する商品やサービスの品質又は安全性を保証するものとして使用する場合
 - (2) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
 - (3) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結びつけて使用する場合
 - (4) その他、作成者が不適切な使用と認める場合
- 2 ロゴマークを使用する地方公共団体等は、ロゴマークの使用にあたり、東京湾アクアライン及び海ほたるパーキングエリアに関連する企画や取り組みを実施している旨を付記することを推奨します。

(使用の中止)

第3条 ロゴマークの使用に関し、前条第1項各号に該当すると認められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、作成者がその使用を差し止める又は使用方法の見直しをお願いする場合があります。

(規格、使用方法)

第4条 ロゴマークの規格、使用方法は、別に定めるデザインマニュアルによるものとします。